



5

中

7 3
653
2



門 7 3
種 603
卷 2



四季艸五之卷 秋草中

女目錄

官位之部

公家

中將少將

正少輔

冠服之部

冠

小結

素襖

武家

突掛侍從

正某位

納豆烏帽子

長小結

素襖紐結

四品

諸大夫

市人稱官名

風折烏帽子

無位無官禮服

直垂



宰相

隼人木工敷負

折烏帽子緒

袍

鎧直垂

○四季艸五之卷中目錄

○單

直衣	狩衣 <small>奴袴</small>	布衣	大紋
上下	麻上下	裏付上下	繼上下
褐上下	夏上下	肩衣	半袴
長袴	十徳	羽織	道服
時服	小袖	熨目	無地熨目
帷	衣替 <small>時節</small>	鼠色衣服	頭巾
足袋	合羽	家紋	紙衣
白衣	股引	脚半	下帶 <small>續鼻禪 多小袴</small>
女湯具	湯卷	女衣服	女袴

四季艸五通計五十三條

四季艸五の巻 秋草中

官位之部

公家

公家コウカといふは禁裏の事あり。古事談卷二小云儀同三司周伊配流者中畧此間公家差右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右衛門府生伊遠等。被馳遣帥所歸本家云々。又云。又伊周私修太元法件法者非公家者不修之法也云々。東鑑卷十一。建久二年五月三日。頼朝奏狀云上畧。縦頼朝身有其咎之時者。自公家何。無御沙汰哉中畧。今以下被又傷。五仕法師之念怒。忝奉驚公家下畧。是等公家コウカといふハ皆禁裏を指していふ

る。紫さしぬを禁裏に仕へ奉る公卿殿上人あぶの事哉。公家とほりりいふハ誤なり。公家衆と衆の字を付ていふ可し。

武家 武士

武士といふハ朝廷武官の人れ呼ぶ称ふく。上古の書あるを武士といふ名目あり。武家といふを頼朝將軍以來に事ふく。上古の書あるを武家といふ名目あり。近世板行の俗書より多田満仲義家頼政等の事を武家と書たるあり。是誤あり。これ武士といふなり。或書より頼朝以來の事然し。武家の世ふありとあるを誤なり。武

家より天下の政を出せども王位を奪はばさしバ武家の世ふありとあるは誤なり。武家の政よりありてといふは誤なり。

四品

四品の事。近世武家より四位よりあるは誤なり。四品といふは官職に故實より違ひたり。親王の位を品ホシといひ。諸臣の位は四位ホシといふ。官位令の義解より見ると。親王より四品よりいふは誤なり。諸臣より四位といふは誤なり。然るに江戸にても四品と云ふ事常ふあり。本来を心得おく可し。

宰相

宰相と云ふも參議の唐名なり。本名ハ參議あり。近世江戸の人多ク宰相といふあり。參議といふ名をぞ知らぬ人多し。

中將 少將

中將少將といふ官別あり。是ハ近衛府の官なり。今ハ左近衛右近衛を撰ていふ。近衛府より大將中將少將將監將曹府生番長あり。中將と少將もその内の官なり。バ近衛中將近衛少將といふ位を畧して中將少將とばく。近衛ハ武官なるをいふ。この官に居るは武士の規模と云ふなり。

突掛侍従

國持大名の元服して初より直に侍従に任ぜし事。江戸の人ハはつくり侍従といひ習ひたる。はつくりといふ詞もあらず事なり。初任侍従といふ位は事なり。

諸大夫

今諸大夫といふハ五位の通称なり。無官なり。其守とあるを受領といふ。受領は則諸大夫といふなり。職原抄ハ諸大夫ハ五位六位。四位も阿波と云はれハ趣別なり。武家の制法を違へり。

隼人 木工 鞆負

隼人をいふ。木工成もくといふハ文字より能うぬ
ひたれども。古よりの名目には叶えぬ。名目ハ隼人を
いと木工成むといふなり。又鞆負をゆきと云ふを誤
る。ゆきと云ふはゆげひあり。ゆれ江戸みくも
やともく。ゆきと云ふはゆきと云ふ。本をバキアておくし

正 少輔

主膳正内膳正の正字を。さやうと云いハ正字。さやうといふ
すし。又式部少輔民部少輔の少輔を。さやうと云いハさ
ろし。さやうと云ふは。輔れ字ユウの音あり。音をフ
と。さやうといふは。引音あり。さやうと云ふの音をさ

ていふなり。中務兵部刑部宮内大藏治部さやう少輔もお

正某位

正四位正五位さやう正の字ハ。ふと云いハ。正と云いハ。正
字ハ神の位ふと云いハ。人の位ハ。にびりていふなり

市人称官名

本朝ふて末世ハ。治工筆工の類より。官名を称する事
ありぬ。漢國も同ト事あり。陸客救園記。中人称外郎者
古有。中郎外郎皆臺省官。故僭擬以尊之。今人称郎中。饅士
称待詔。磨工称博士。師巫称大保。茶酒称院使。皆然。艸率名

分不明之舊習也。國初有禁云々と見えたり

冠服之部

冠

日本紀云。推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定らま
てり。以降古ハ冠をりてその品位ハ差別致せらばし
あり。其の冠ハ錦繡もて袋の如く縫たるものあり。天武
天皇の御代ハ漆紗の冠を用ひたり。うごも。その袋のど
ゆゑ。小てあり。なり。その後幸冠といひし冠も阿耨多
阿伽羅漆紗と同トク和らか形なり。冠たるべし。清少納
言の枕草紙ハ雨にうごも。冠もむ。かて。表衣下襲ハ

とつよあり。事々々あり。是ハ冠うま。和らうあふ
ゆゑ。雨にあひくも。む。む。む。今ハ紙ふて
張ぬあり。て。羅をきき。漆致ぬり。その形也。ま
小きく。て頭へ入らぬ。頂上のセ置あり。又巾子も高
く。て。笄を貫きたり。古の冠とて大よきかひた。今ハ
ぶゆ。冠も烏帽子を固く形も。烏羽院の御代衣
文といふ事始。己未の事あり。今ハ厚額。薄額。半額。透
額。ふといひて。品の冠出来きり

納豆烏帽子

納豆烏帽子といふハ本名にあらば。田舎より寺の僧ガ。檀

こあるハ此事折也。折烏帽子も昔ハ絹ニ漆ぬりてやうら
り形立カタテえ存ゾクり。今ハ紫。それ以て折まを今の世に折え
布ヌメり。の如くあるなり。折やう何也。後ハ紙よてかへく
く。らへ横う結れさびをも付く作るあり。又其後にま
ぬき三角立つ物あり。城切をねりて。ころりおきま。く。らへある
なり。懐中懐中ちまきよ入べき為ふ。よぬき城切
え存ころりり。の折やう家こみてかへり何や。こぞ。今も京
極折。観世折あとの品あり。観世折ハ東山殿の頃。観世とい
ふ猿樂が折やうなり。こぞ。近世あま後く用ふるを皆観
世折なり。近世武家ふてハ。年始の御礼ニ登城の外ハ。え存

り。かぶる事ありし。観世折ハ一度。能を長にりぶふ也
え存え存り。も多く用ふるふ。こぞ。え存え存りし折やうの方
ふて観世折を多くみ。く。らへ置くゆゑ。観世折世ハ廣く
ありしなり。

風折烏帽子

風折烏帽子ハ本立カタテえ存ゾクり。を折て着。たるなり。古ハや
く。らへ形立。ゆゑ。時ニ臨く折や。る紫。後ハえ存え存り
。然る。事事に折や。立え存立え存りし。風折と二
品別。よあり。古ハ平ヒ礼レあり。平礼と書てヒレとむ
ライ。とむ。ハ。こいひ。を。後ハ風折と名なひ。替へたる
何や。あり。

形り平礼とて立え侍うしを折まむ。折まざる頭むきの
 如くひらりめくゆゑむれといふなり。平礼をへいれいへい
 やよりて折え侍うし俗に侍の事ありといひ又
 白張え侍うしの事ありといふ。皆何やまうあり。風折といふ
 名ハ風は吹折らまざる如くあれどなり。風折といふ名
 多中古以来の事なり。西三條裝束抄三光院内府記等ハ風折
 風折と平礼と別物のやうに記の名あり。是室町殿の時代の書なり。但
 されたるハあやまりなり。古代の書に風折といふ名
 あり。饒抄其外古記。古き書ハ皆平礼とあり。山槐記治承四
よと見えん年三月
四日の條。小云。今日新院令着始御烏帽子給云々。無殊儀帥大納
 言隆季調進之。八角、蔭繪、管二口。一口、平礼。一口、立烏
 帽子令入之云々。此平礼と
 あるハ風折烏帽子の事あり。天子御位をゆげりなむて後
 始て御え侍うしをををを

布衣始といふなり。新院ハ高倉院あり。○右の本文を以て平礼
 ハ侍え侍うし。白張え侍うし。よあらざる事。或知ふべし。風折
 には龍上で右上りといふ事あり。龍上といふも。え侍う
 し。此前の龍の方。内より少押し上げて高く出したる
 所なり。此高き所を俗に眉ヒラといふ。龍上をを龍眉と
 するぞらへ知るべし。龍上で或龍折。右上りを右折といふ
 武家にもハ大う龍折を用ふるなり。

折烏帽子緒

折烏帽子の緒をてうけけといふ。又え侍うし。かけと
 といふ。古ハ布を平ヒラなる緒を用たり。軸物の緒は如し。白
 く黒を一寸よむら組むる物なり。此事宗五記に見え

そりり。今ハ此事以知りて人あくて皆丸組の緒以用ふ
形也。どうぼうけし懸きやうハ緒の真中をさねきれ 三角
物を さる
り さる うーろよあてて。これハ昔のえぼうーのうけやう形り。
今のとろーろに緒付れこうか物あや。
両方とろり前へ越して。まねまの前の下邊タふくまむまむびふ
して。その餘り紙左右へ引つけて。直よ兩耳ミの前通へ引下
し。額オの下にてりろりむまむびて置きし。是本式れ
かけやうなり。此こうあやうを知らざる人ハどうぼうけを
ひまがされ むまむびのまよ當る所のま うーの風口へ カサキチ むまむ
の方よあや。 ん中のくぼみと所を云 ひの上
穴を云ふ 引入くかぶり。或ハ風口へ入きばして。むまむびれ
通へたむ一むまむびして。どうぼうけをひまがさるくむまむ

たる所へあてて。こうぼうけをゆきでうづうを両方の眦ミの所へあて
り。見ぐるーく。又えぼうーく。あつたきて。頭をくくぶを
拜礼まむまむばえぼうーく。ぬるる落る事あり。是本式の
うづうやうよ。あつたきて。ゆきけり。又えぼうーく。やうしあ
へあつたかして。うづうたると。見く係ーく無礼よ見也

小結

折烏帽子の小結コ。今ハえぼうーの履りれ中。右どろり出
して。うーろにむまむび置く。昔はこゆひとえ違たを。こ
ゆひとろりか物ハ。どうづうをさげると。略儀の時ハ髻モ紙カ
捻ヨむ結びて。そのあやうりを。ほむたふ穴を付けて。内々

外へ引出して、ちねきものうへにさめて片はあよむはび置
しね也。昔の髪はゆひやうハ前よ記長如く、頂の上ハ髻何也。
えぼう〜はやうひたハ袋の如くなる申也。もとびやくは
ねき〜ゆひ付け置ゆゑ、でうぼうきせされども、えぼうし
落る事あるなり。此體古画より見ざるし

長小結

長小結ナガコトのえぼう〜ハ、こゆひをう〜ろへ長く出し、牛の角
はぶとくまがて置ね也。是童の元服の時よかぶるえぼう
しなり。これをきぐこゆひえぼう〜といふハ誤なり。長
こゆひはえぼう〜といふずし。おとねれ鳥帽子にとも

ひある申也。只こゆひえぼう〜といふハ、こゆひ

無位無官禮服

無位無官の人ハ礼服ハ折えねう〜に素襖スアタをきるね也。古ハ
武士ハ官位ある人も、常の平服ハ折鳥帽子素襖あり。古ハ賤
さ者も皆是を着たふなり。土佐光信が職人歌合の繪り。
諸工人も商人も皆折えぼう〜しふ素襖きたふ體と画けるは
以て考へ知るべし

袍

袍ウヘキヌハ表衣ウヘキヌにて、天皇より臣下に至るまで上よ着る正衣なり。
縫やうハ開腋縫腋といひて二つはうをわたり、一位より初

位より各定りたる色ありて、其位々の袍を位袍といふ
 あり。衣服令ふ。一位、深紫。三位以上、三位より浅紫。四位、フカヒ深緋。五
 位、浅緋。六位、深緑。七位、浅緑。八位、深縹。初位、浅縹と見え
 る。是れで深紫といふも、紫の色甚深くして黒くありたる
 故いふ。もとどど茄子の色ナスビおやし。茄子の色ハ紫の色深く
 て黒く見ゆるなり。浅紫ハ常の紫より多。今世上京紫とい
 ふ色なり。江戸紫といふ色も、蒲萄深緋といふハ緋の色甚深く
 して黒く見ゆるなり。紋いふたやど桑の實クワ初ハ赤さか。
 後黒くあり。もろもろごとく。浅緋も常ハ緋の色あり。俗
 上火といふ色なり。深緑といふも、萌木色モエギの深きたる。俗

上海松色ウミマツとも。木賊色クサキといふ色あり。浅緑ハ常の萌木
 色なり。深縹といふも、縹色の深きより。俗上濃茶色コイチャあり。浅
 縹ハ常の縹色より。俗上いふ花色なり。右ハ浅きを浅といふ
 を薄き色と心得るも非なり。深きより對して浅といふるれ
 ば、これ中位のいろよて、濃うらげ薄うらげぬ色を、浅とい
 へる。又無位ハ黄袍と衣服令ふ見えて、無位の人々
 黄色の袍を着るなり。又家人奴婢ハ椽黒衣と衣服令ふ見
 えて、諸家の内の者より、奴婢を椽ツギよて染たる黒き衣
 服を着るなり。椽ハ椽樹イチヒト又ク又ギとイノいふ。本
 名はワルバミなり。俗上ドンダリと
 いふ。木の實なり。是れも黒染成るなり。さて今世ハ四位

以上の人黒袍を着せられど、あきまき本源を失へり。本ハ黒袍にあらざり。上にひるごとく。一位ハ深紫。四位ハ深緋。紫も緋を深く染まると黒く見ゆ。ゆゑ心得誤りて。今ハ黒袍と心得たる事。世上一體形を。一條院の正暦の頃より。縫殿式の染式廢きて。深紫深緋をも本式に染む。鐵醬カサ五倍子シを交へる似を色染初め。深紫も深緋も差別なく。一位の袍も四位の袍も。その色同じく黒染に成り。是よりして四位も一位の袍を着るがぢや。あれは。劣らざり。負ドとして。二位も三位も。とりて黒袍を服する事。なかり。黒袍也い

ふ名目ハたゞ事形を。續世繼チの御子の巻。ふある人の申され。衣ハ。王の四位の色に。王の五位と。いへる。あけ黒を着。たゞ五位ハあけ緋の衣。あけ。今の人。心おと。四王の衣より。五位ハ四位の衣をきる。檢非違使上官。あどハ。形を。あけ。たあ。侍々。と見え。これハ。白河院の御時形也。

素襖

素襖スアウの事。襖アウといふ。装束。衣服令の武官。孔禮服。位襖位より。て。色の。定。ある。ゆゑ。と。あ。義解。無欄之衣也。と。位襖位といふ。なり。

注せり。文官の袍袍といハ束帯の時上。是を縫ふは着る装束あり。是を

縫腋といふ。縫腋の袍ハ是を小横幅に付る。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

東使請襖四千領。仰東海東山諸國令造送之。云々。と見えたり。

此時逆虜を討んが。多々。征東使陸奥國より發行するに

とありて。甲ヨロヒ一千領を請ひ。是よりして後より。襖アハ四千領を請

ふ。軍中もて。襖ハ何の用ぞや。後世の鎧直垂のアハ。着て

しある。信し。は。多。此襖といふ物哉。後世もて。闕腋の袍と

のみ。糸。襖といふ事を知らず。装束抄とて。異説ま

ち。ゆ。ち。あ。て。これ誤きや。

素襖紐結

素襖のむねより。革紐ヒモあり。是をひとといふ。今世の人ハそれ

紐をたれ下して。帯オビに挟きて置る。みれ紐ヒモ結ムスぶ事コト哉

當御家小至て。武家の礼服に階級を新に定め給ひし。侍従
以上の直垂。四品の狩衣。諸大夫の大紋。重き役人の布衣。其外
ハ素襖と。御制法を立られし。申ふ。今世武家にしてハ直垂ハ
貴むる服と相まり。古の風俗を以て今に御制法は沙
汰とる事あり。ゆゑに事今の眼を以て古に見まはし。
昔の事に心得がたし。事あり。古今に通じし。ては方
事ふらむ事あり。

鎧直垂

鎧直垂ヨロビタレといふものあり。裁縫ハ常に直垂小同し。然るに
直垂ヨロビタレは短くまろをくくしと。袖口は括緒ククリツとされ

あり。袴ハ足はくろふ。やどれたあはれ。これも裾スリ
くくし緒ツとされ。上ハ五所下ハ左右のあひ引ヒキの下に。ふさ
の菊キクとちり。二つは。袴を胸ムネ紐ヒモも有り。地も漆色も定られし。
蜀紅錦ハ大將軍。大和錦ハ侍ムシと禁ムシを得て着る事も有り。
一。兼安元年四月二日の槐記に見えし。近世兵家者流小
て。大將ハ何々。侍ハ何を用といふ事あり。これ私の新法
あり。正徳年中。新井君義が上京を。時。高倉殿山科殿野宮
殿へ。鎧直垂の事を問申せし。ふ。山科殿ハ知られと答られ。
高倉殿野宮殿ハ。常の直垂を鎧の下に著るあり。有るや
り。覺束ツふく答へられし。武家ツのありを知らば知

くそぬとあやあやなり。又錦もとうだらばさばく用
ふ。古例ある事なり。

直衣

直衣ハ大臣以下叅議以上内々の常服なり。直衣を雜袍とい
ふあり。雜袍は聽たれは常服參内も著るあり。御免
形に人ハ參内ハ直衣着てまゐる事ハあらざり。

狩衣 奴袴

狩衣の事古ハ狩襖といひ。又布衣といひ。和名抄
云。布衣此間云。獵衣加利岐沼とあり。延喜彈正式に裁給
純爲獵衣とあり。禁断せらる事見えたり。あま布あて

製はる物なる也。結純字裁て獵衣とほる事を禁断
せらる。狩衣も本ハ鷹飼の服なり。鷹狩の時袖を
結めて小手さしたる如くして鷹をばくふなり。それ
ハ袖口に結緒あり。鷹狩ハ野山あつる事あるゆゑ木萱
の枝ハ袖のひきうらぬたえたる所。初ハ鷹飼鷹をば
く事なり。嵯峨天皇宇多天皇など甚鷹狩好ま
せり。野行幸度ありて鳳輦の右に柱杖とりは
あちり。天皇御みづら。鳳輦の中を御
鷹を合させぬ。二條良基公ハ嵯峨野物語に見
えり。それハ公御殿上人も手づから鷹を合する也。

治廿二年よりハ七
又増鏡 月草の 云。両六波羅 仲時 益 ひんご

十三年以前形也 花れ巻 御幸もお

しをさして。あづやと心うけそおちられど。御幸もお

あじしちやうある。 中別當 道冬 ハ道の程 さらさふ。をりえ

ぼうしにぬのびしきといふ物うちさき。布そやか

ふりさき人れ御せんとよはぬれききん。とるも

見えぬ云々。是ハ正慶二年五月の乱にゆかり。義満公

の家督継ぐ。一 年よりハ 三十五年以前形也。然きバ義満

公より以前より有。一 事 成知る。三光院内府 西

條實 記。鹿苑院殿御代。昵近之人。給布直垂候。其以來

諸家着用之候。一向非本儀候。雖然大臣家被着。續候云々。

義満公の代より昵近の人 昵近の人ハ將軍へ親しく出入りて。禁裏へ取次せらる。公家衆あり

布直垂を給ひ。公家衆も着用せらる。一 形也。此時布

直垂始。一 ふ 何ら。大紋ハ素襖に似たり。其の

りもハ大紋ハむすも。とちも丸組緒なり。素

襖もむすひり。とちも革なり。大紋の袴ハ腰

も白練なる。腰板のかど丸し。腰紐ハ白糸に上刺

也。素襖の袴ハ腰紐同ト色の布なり。腰板もかどあり。腰紐

ハ上刺なり。大紋も素襖も上ハ紋背ハ一つ。袖の中ハ縫目

ハ左右二つ。前ハ身と袖との縫目に左右二つなり。袴ハ

紋も。大紋ハ左右の股の上ふあり。又尻もあり。素襖ハ腰

板にあり。左右の相引ふあで。是両品のうりりめ形を直岳も大紋も腰紐れ結やう。古風ハ絹腰の紐を前ふて前腰の紐よりけりて志めて。さて堅結み。多。重紐も前腰の紐ふくたひも上を下へむき通しやう。て。卷餘で此岳を下らざるやうみ。て。おさし。形や。今世も二つづり。ほきて。卷餘で紙膝の邊まで長く岳を下ぐて置る也。紐のこけたるぶらを見あるなり。かやうの事時世の風俗の變あり

上下

上下カミシモといふ事。近世の麻上下などみ限る事なり。古も

何の装束ふも。上下具したる物ハ上下せしむ。一。形也。十訓抄。ひり。西。八條の舎人あり。きふ翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとり。あ。あ。ハ翁が見物せん。なる所あり。人々も。なる。なる。といふ。札を曉より立ちり。これハ人より。ざり。きふ。なる。なり。時あり。て。此翁あ。たのか。も。きたる。扇む。ら。き。ほ。の。ひ。も。あ。ら。が。け。ある。き。き。みて。物を見たり。云。此上下ハ直岳をい。し。形。又。昔。部。秘。訓。卷。五。ふ。云。次。予。車。棋。柳。車。副。二。人。恒。清。國。方。著。白。兩。面。上。下。差。平。組。括。平。礼。岳。裾。牛。童。次。郎。丸。着。赤。色。上。と。見。え。り。此。上。下。ハ。狩。衣。の。事。を。い。る。家。なり。岳。裾。ハ。狩。衣。の。志。を。織。た。り。し。

なる也。又宗五記云。御供の時。長具足ハ持間敷候。惣トてえ存
うし上下の時ハ不可持云々。長具足とハ鎧。武雜記云。えぼり
上下の時。ほりよれたる刀さし申ゆ候云々。あれ
られ上下ハ素襖直垂なる事をいふる案。両書とも小室
町殿の代に記したる書あり。刀を腰刀あり。
さしかの事なり。

麻上下

麻上下の事。室町殿の時代ハ肩衣といひし事。其時代ハ
記録どもに見えり。或説ハ松永彈正久秀。素袍の袖を
切捨て肩衣を作すといふハ妄説あり。鎌倉年中行事
一名成氏に。鎌倉殿足利成氏の出陣の行粧を記したるに。
羊中行事

金襴の肩衣。小袴を着せり。由見えり。松永ハ天文
永禄元頃の人あり。成氏ハ明應六年に逝去せり。其
明應元年ハ永禄元年とて六十七年以前なるを。これ肩衣を
松永以前より有し證なり。はる走衆故實。室町殿の
いふ役人あり。御成の時先へ走りて。狼藉を禁むる役あり。其故實を記したる書なり。に。惠林院義種公御代
の事を記したるに。走衆廿人。肩衣半袴。小太刀をとりて
候とあり。義種ハ延徳二年に家督を継ぎしなり。松永が
在世の永禄より七十年以前なる案。是又松永以前なる
肩衣有し證なり。又一説ハ近衛龍山公。前久公号。衰微の
時。薩摩國におこし。其頃龍山公。素襖の袖取捨

て肩衣半袴を作りぬりして。其の事を妄説する也。龍山公を慶長十七年に薨じぬる事を松永よりも猶後の人なり。龍山公の始めぬる事は。一はあらざる事は。志の事は。古代の肩衣は。二はひびぶなくして。袖あり。羽織とひひ物の如し。三は光院内府記に。半臂ハシ如肩衣。少く有裏云く。半臂も東帶の時下小着も服もて。袖もあらくしむる物なり。半臂の事をひふとく。肩衣をたらして。記しぬる事は。古のうらぬる事を考へる事。今の肩衣は。ひだあまば半臂似する事は形なり。三は光院殿ハ。西三條實枝公より。天正七年に薨じぬる事は。六は。小林公より。天正七年に薨じぬる事は。十九歳なり。

裏付上下

裏付上下ウラツケカミシモの事は。是は古に裏打の直垂より出る物なり。宗五記に。むすきは深やうハ公家のもの候ひたるれも黒もふたへ物も能候ふたへのいまは詳さらに寛正六年に紀河原物あり武家の着候うら打ハ。あらざる事。紋をぬひめ付小今世きり付。白く付たるか能候とて。古くを申傳候云く。是は直垂に裏を付る紋はいちりなり。今世肩衣袴よりなり。紋付るは此に准據る也。

継上下

継上下ツグの事は。近世肩衣と袴の色の違ひたる事は。継上下と

いふ。是ハ古風あり。前少といふ如く。昔ハ肩衣と袴と一對ふ
てハ袴ハ。肩衣ハをなれ物あり。袴を一具したるハあり
アハ。今世も継上下を略儀とほふあり。是時世の風俗
あり

褌上下

近世婚礼あり。かたは無地のカ。褌カの上下。子持筋を
用ふ。無地のハ。下よりハ。如し。うちんれ上下と定たる
事武家の古ハ。礼書あり。見えん。子持筋の事も同ト古書
に曾て見えん。名目あり。装束抄ととも見えん。近幸
のあらはハ。如此故實あり。ねき事ハ。世々用

る人の多くなり。随て法の如くにあり

笈上下

笈上下の事。近世肩衣ハモ。糸羅精好。紗ハ。とれ。毛物を用ひ
袴ハ精好ハ。綾ハ。ひらの類。生糸織ハ。のうハ。毛物ハ。用ひ。事。是
古のハ。素襖より出たるものなり。宗五記ハ。素襖ハ。
越後布を染む。紙申候。是ハ六月七月両月。各着候。八月朔日
より厚きハ。あふハ。候。當時ハ。素襖御免の御礼ハ。
被申入候て。年中ハ。候事ハ。由。金仙寺ハ。
守平貞宗ハ。号。金仙寺ハ。
貞丈ハ。先祖ハ。あり。のハ。候ハ。云。越後布ハ。とハ。近世
越後ハ。みハ。物ハ。是ハ。素襖を縫たハ。透素ハ。

東山殿時代。政
所職。伊勢伊勢

十徳

十徳の事。近世ハ醫者の類。剃髪ハの者ノも着ル正カふルあり。昔ハ俗人モも水ヲを着シそリ。又駕輿コシカキ丁キも着セ。水ヲ宗ノ五ノ記ノふ。いハみハ葛ヲ。葛布白クてモ黒クてモ染テ被用候ツ。十徳ノ上ニ帶成仕候。信ノ奉公人ノ形也ハ。犬追物ヲあらむノ時ハ。素襖袴上ニ十徳ヲ着シ。えハ何レ。一ハ狐持ヲきられ候て。若クび入らま候ト。十徳ヲぬぎて。えハ何レ。一ハをきく罷出候し。射手ノ出ル。いハ何レ。一ハと申候一云々。十徳ノ裁縫ハ素襖ノ如ク。左右ノ腋ヲぬひふぎ。水ヲ革ヲむむり。あり。是ハ具一。た。る。袴ハあらむ。白布又ハ白練ヲむむをきく。一ハ帯ヲき。一ハ重。

前ノよク結ビ置有り。十徳ノ紋ヲ付不事モあり。今モ京都トしてハ。門跡方は。いハ何レ。一ハあらむ。者ノこノ裁縫着る。江戸ニても。將軍家ハ。御。いハ何レ。一ハか。の。者ハ着る。今世醫者ノ着ル。正カふル。同。裁縫ハ。あらむ。羅精好紗ヲあらむ。て。縫む。色ヲ黒ク無紋。胸紐。革ヲ用ひ。十徳ト同ト。きれ。平。短クて。結む。帯ヲせ。別。物ノやうに。見ゆれ。實。同ト物。今ハ俗人ハ曾てき。る。事。

羽織

羽織ノ事。古ハ胴服トいひ。一。あり。其。短クて。胴許ヲ裁。

けしき名なり。後よこれをとて紙と云ふなり。又道服といふ物あり。是ハ公家衆の用ひる物あり。胴服とて別の物なり。装束拾苴抄云 或説ふ羽織ハむしり異國より鳥の羽を織りたる服を渡しきり紙其形よ似せて裁縫したるものなるゆゑ羽織と名付しといひ。是ハ羽織と文字よ書くにつきて造り出たる事妄説を察。羽織と書くハ詞よ付てあて字に書たふなり。實ハとまりと書て。詞ハををといふなり。あしひき書て詞よはあをひといひ。あしと書て詞よはあをくと云ふと例あり。とまりと云ふハ放の字なり。これごと草に。その子むまごほてハとまりと云ふなり。源

氏若紫の巻ふ。心よまをきとまりかきふあり。又明石の巻り。あくなごら身をとまりしうまらや云ふ。ことら皆放の字なり。きとまりはまをき物のとれり。やうの事をとまりと云ふ。とまりと云ふあり。俗語ふとまりと云ふ。とまりと云ふなり。詞なり。胴服をとまりといふ。上より帯をきりてとまりをき着る也。とまりと云ふなり。その紙詞あまをきと云ふあり。とまりかへ放掛ハラカンの字なり。帯にきりて放ハラち着ギよきふ也。是れ名あり。羽織の字ハ詞よ付てあて字にきりしなり。

道服

道服カウブシの事。塙囊抄。道服こそ雨の降らぬ時乗馬カウブシの上り
打きて帯もをぬ物なり。灰やその立る衣装を垢ケカを
防ぐ心あり。殊更内ふ着べき物。非ざるなり云々。貞
丈按ふ道服といふ装束も公家不用らるる物にて僧衣
似ざるものなり。乗馬あとの時着るハ胴服タノも短
くて。胴タノばくを覆オホふ服なるハ。胴服といふる也。道服カウブシ
別の物あり。思ひ混ふカウブシなり。

時服

時服といふ名目上古とをある事あり。禄令云。凡親王
年十三已上皆給時服料。春。純二疋。糸二約。布四端。鍬十口。

秋。純二疋。綿二屯。布六端。鍬四銚。云々。續日本紀卷十二曰。
聖武天皇天平八年冬十月戊申。施唐僧道璿。波羅門僧菩
提等時服。云々。三代實録卷四十二。小陽成天皇元慶
七年二月廿五日壬戌。賜勃海客徒冬時服。云々と見え
る。

小袖

小袖といふハ。その袖の下を丸く縫たふをいふ。袷アサも
も綿入にて。單物ツツモノなり。袖の下丸マさハ小袖コタマあり
ども。今も綿入の事を小袖といふ事コトなる也。小袖といふ
名ハ衣キヌ袖ソデあり。對していふなり。衣といふも。袖ソデといふも。

織筋とて、ふくも細くも横に一面より筋を織きたる物
 あり。是は、いへば通例男の着る練緯チリヌキあり。又いへば婦人
 兒チゴあとの着るも、いへば、さかぢ、こごうし、くれあのみぢ。
 ひとつまぢ、ねぢ、いふあぢ、ふきらハ筋のありやうあり。
 又ぬき白こりいふ、ねぢ、何り。是等ハ、たゞ色ぬき筋な
 し。此品、舊記に見えたる名あり。又昔も男女とのり、
 ちぢね、ねぢ、あきまを著せり。のしめ、練緯ハ、童男童
 女十四五歳ほどハ著して、それより以後ハ著さば。又婦
 人ハ、宮女も、將軍家の女房も、打つけ、ねぢ下のあひぢ、
 ねぢ、あきま、著せり。なや、さて、ねぢ、あきま、に昔ハ家の紋

ふど織入る事ハ、いへば、今世ハ袖の下を腰げ、うり筋を織
 て、五所、家の紋を織入るなり。又宗五記、其外室町殿の代
 り記、たる書、どり、紙案、ど、あよ、祝儀、日礼式、ねぢ、
 必、ねぢ、あきまを以て、礼服とせる事ハ、見え、花飾たる物、
 ちぢ、あきま、晴たる日に、著る、人、を、有、り、たる、
 の頃ハ、ぬき、小袖のしめ、いふ、やう、ねぢ、あきま、差別ハ、
 ねぢ、あきま、の事、御成、次第、古實、永正年中伊勢備、
 のし、免れ、事、男衆の、年、と、り、る、人の、自然、め、候、さ、
 ころ、御女房、さ、年、廿八、御あり、候、五月五日の午、時、
 で、め、候、其以後、候、ま、候、云、い、め、ハ、光、あ

すく花麗ある物なるは急昔ハ男も着ざるものもあや
しなり。女だよと年をけてを著るや。

當御家少くハ四品以上ハ五位以下ものしめと御制
法を立らまはるゆゑ。近世ハ男ハ服ハ一々紙用るなり。
御制法ある上を憚らば誰ものしめ紙着るなり。是其
時世々の制度なり。

無地慰目

無地ムヂのしめハ腰ウシも袖スエにも筋スジを紙紙シシハ是近世の物なり。
昔は紙をぬきて惣ソウに筋スジを織オリたるを。後ハ袖の下と腰ウシをかり
小筋コスジを織オリし。紙シハ袖スエを腰ウシにス筋スジあり。古風

の残りもなるは然るに近世腰ウシ筋スジあるを腰ウシはり
といひあらり。て婚コン礼レも輿コシ代ガりといふ事コト取トりて
用ヨウむはし。無地ムヂのしめ紙用るあらり。小筋コスジたり。い
ふしへ腰ウシ筋スジもいふ名目ナメなり。婚コン礼レハ無地ムヂのしめ用る
といふ事。古き武家の礼書レに見えざる事なり。然るに
今ハ世上ニ普ツくなるは。係事ケイジあれば古實コジツに無クしとて押オシく。
腰ウシ筋スジある紙着て人の許コトへ行き。人氣ニよくけさ。水ミヅハ無
礼レとあゆゆ。世ニのあらり。一ニ隨ツふ。おれのみ。事
或シ近世ニおはる。事コトあらは。出來て古實コジツに叶ヒは。事
多クなり。せん。世ニハ。事コト多クし。あら

何一よそむきを無礼よなる係事あり

帷

かゝびらに事何みても單あるはくむらと云ふこと
片形也。表たるをひくむら。坐るも薄くしてひらめく意あり。
御殿の帳帷もかきむらあり。机帳に掛る絹もくむらと
いひ。筥ふ納る物を包む絹衣も入帳坐ひく皆單ある物あり。
夏着る糸麻の衣も阿さくむらあり。古くは麻衣
ハ賤者の定めらる服よ。古歌にも賤しき者の衣と云
ふあり。ほど後と讀む。麻衣ハ古人の着る物よ。ハ
阿さくむら。然まども夏の暑さなり堪へて。せんくをた

むそくうらうらくくみく。よれた人も假しきをらる麻衣を
着るなり。うらうらくくよて假し着る糸服も糸ゆ急。漆
るにも及む。白を用ふなり。依るくくむらハ白紙本と云
ふなり。くくいハ帷子。着る糸本意のあらき。一
た糸。これに染るむらハ畧儀ありと云ふ。古
五月五日ハ漆かきむら。七夕ハ朔よえ白かきむらと
いふ定まり。此下の條ふいへる。古代の衣服の替る時
節の箇條もよく考合を履し

衣服替る時節

宗五記より衣裝の替る候時節の事。三月中ハ丁七裕フ小袖。

四月より 袷を着候。中 五月四日迄袷。五日より 男衆ハあつ
 びら。女中衆ハ殿中ニハまゝしうらね。袷をぬき成りし
 候。御あしき^しをすしうら。六月中迄は。七月中迄は
 びらをぬき候。八月朔日より又練ぬきをぬき候。御腰巻
 男も古ハ八月朔日より 袷を着候。今ハ九月
 朔日より 袷今こゝに伊勢宗五入道存生の頃あり。九日より 小袖を着候。
 漆付の小袖は各御用候。又十月亥の子は男女ともに小紫色の
 小袖を用候。是ハ殿中にては事なり。但京中太略此分は候
 云々。又云あつびらの事。はしがたなり。又もくもくハ貞丈云
を糸しとて外^ト地^チはあわとあふくき。紅の花青葉を一面ふ 女房ト 兒ト
 漆たるなり。もくとハ金箔にて紋あききたるなり。

わの衆もあつハ能候。幸きけたる男ハ尤不可然候。只男ハ若さ
 も老もあつと白さか。あつびらも似合候云々。同一本ハ男の夏
びらなりと見えたり。右ハ京都將軍時代の事なり。五月五
 日漆かきあつびら。七夕ハ朔ハ白うらと定たる事。古ハ
 さあつと右に文あき知る事。五月五日漆うらびら。七夕ハ
 朔ハ白うらと定りたる事。
 當御家の御制法あるべし。其子細ハ知らば。或説ハ七夕ハ
 朔ハ白うらとびら成り着る事。七月八月共り。秋の季なり。
 秋ハ西方金氣のほろをどる時なり。金の色ハ五色に取て
 ハ白なり。此故を以て白帷子を用たり云々。按むるハ右の

説きとりて、四季小五行を配し、五行は五色にありて、衣服の色を定むる時、春は青、夏は赤、冬は黒、四季の土用ありて、黄色の衣服は着るべしなり。右に説秋の一季は、たれども、外の三季土用ありて、少葉をば、如此多葉をば、けりる理屈をば、事近世のこやりものを、笑ふなりし。

鼠色衣服

鼠色ネズミの衣服をいふは、色をば、着るに似たり。鼠色は白きより少し黒きより、きふ色あり。本名は、鈍色なり。服者、父母兄弟を死に、ハ素服の色なり一名は、墨色なり。いふれを、常より

此色をわがそめふを用ふなり。山事と吉事、礼の道なり

頭巾

頭巾ヅキンハ、延喜圖書式、凡馬年料、仁王經十九部云、各給淨衣、汗衫并禪料、調布四丈五尺、衣袴并湯帷手巾、袜料、頭巾一條、絲一兩、と見えしなり。

足袋

足袋の事、近世ハ木綿足袋を用ふ。古ハ革をば、武雜記、足袋、事殿中へも御免候、はき不申候、無紋、革黒革、ハ不用候、よきふはき、小紋の黄革、ハ用候云々、宗五記。

足袋の事。殿中への御免候はてとえは候し可。御免の時も
必御存び候。一足被下候。又入道同朋の御免は沙汰あるべき
候。大名は内衆も主人の御免候へばはくき候。いふ様無紋の
革ふき履革をば不可用。軍陣の時ハふき履革たるは候し云々。
今世も殿中御前へ足袋を履て出る事ハ禁制あり。足は
寒る病何る人ハ。御免を蒙り候へばはくき候。公家ふき履ハ素
足は無礼とて。韃靼チベットくくたり。足袋似たあり。武家より候も。
古より素足を礼とて。足袋を履て無礼とはふき履あり。あ
やうに事ハ公家武家の礼同じうに候る所あり。

合羽

合羽カッパといふものハ古代よりあり。昔ハ蓑ミヤを着
たるを。太平記卷十八。越前府、軍の條。里見伊賀守は大将とて
て。義治五十餘人を金崎の後攻の爲り。敦賀へ被差向。其勢
吹雪フツキの用意候て。物具の上ハ蓑笠を着云々。宗五記。雨
降候時ハ御輿ふゆへんりけられ候事ハ。公方様御よりハ
見及申候候。御旅より一段雨ふり。風を吹候ハ。ハのき
らき候由り候。尤候へば御供の衆も蓑笠めし候云々。今世
蓑箱とて行列に持てるも。少々の蓑を着しハ。阿蘭陀人の商
賣の爲り日本へ渡り來る。阿蘭陀人の上ハ着る衣服なり。

袖も形く、その廣きそのあり。拵き紋の國の人以詞不カツ
ハといふる也。此方少くそのカツバを似せり。紙ふて作也。油を
引てカツバと名付る也。今坊主合羽といふりのあり。
其後又袖付等紙カツバにてき。又木綿合羽。羅紗の合羽
なるハ出来たるあり。阿蘭陀に用る文字ハ此方ハ字と云
違きり。合羽の二字も此方少くあて字に書たりといふ
形也。字不意味ハありし

家紋

家の紋の事。紋といふハ衣服に五所に付る代のみ紋也といふ
ありあり。其をばるる物の模様を紋といふなり。東帯に時

上、不着るる装束は袍といふ。此袍ハ綾を以て縫ふなり。其綾
二様々の織紋あり。天子のめは御袍に黄櫨染といふも。桐
竹鳳凰麒麟の織也。麴塵に御袍も唐艸に鳥の織紋也。
赤色の御袍にハ唐艸に窠内に菊の紋あり。禁裏にて用ひらるる
菊桐の御紋ハ御袍の
織紋より出たると又臣下は袍にハ或ハ浮線綾の丸或ハ響唐艸或ハ輪
無或ハ輪違等の紋あり。此外家々一定用るる紋也。是
唐紋といふ各
家の紋也右も公家の事なり。武家に紋ハ旗幕の目志
一形也。是ハ保元平治の合戦の頃より始り。一事。後ハ
ハ旗幕よりて衣服も紋付る事なるといふなり。宗
五記に公方様御服と申ハ織物色御紋
不定白さあや又ハあや

はむぎ紙地を色こよ染て御紋むらさねをせり付候
云く是ハ東山殿義政公時代の事あり御紋不定とある紙見
せむその頃も衣の紋不限らむ何紋も付しなむ
後世にハ必家の紋外ハ付ぬ事なむしなり

紙衣

紙衣ハ昔々有しとのなり源平盛衰記卷四十八法皇大原入御
のに色黒うして疲を衰へる老尼の紙衣の上濃き墨スミ
條スミぞぬれぬをせり着たるを云く古今狂歌集蓮性
法師が歌ゆしこのころひりこのころふくとさ風とい
る矢もとふさうなりなど見えたる

白衣

白衣ビヤウといハ礼服を著せりて袴ハカマバケリ着たるをいふなり
今世ハ袴を著せり然白衣といふを誤たる源平盛衰記
卷十三高倉宮信連戦の條に前右大將ハ御簾を半卷上ぐる大口オウチなり
小白衣シラヒも長押ナガシ尻シラかけて云く公家衆の平服ハ下小白小
袖を著して上ハ直衣といふ装束下ハさぬきの袴を著え
ほうし著るなり白衣といふはえほうしぬき守さし
ぬきをぬかぬ直衣ナカヒぐらぬき下シタの白小袖をあらはむ
然白衣といふなり武家もいふへ装束の下シタも白小
袖を著せり今世武家もハ五位以下の人えほうしぬき白小袖着る事を制禁あり

袴もぬき直垂ちかも素襖すあはも着ざりて白衣しろぎいふなり。今世の風俗もゆるし有衣あらいを着せしめて袴はかまづくも著き居が白衣しろぎ也。

股引

股引モヒキの事古へハゆるぬきと又ゆるゆるきとゆるきとゆるきといひしなり。東鑑卷三壽永元年六月七日の條に以股解モヒキ差長八尺ハチシ申召愛甲三郎三郎令射給云々。股解ハゆるぬきなり。解トキの字ハ解トキ宇治拾遺卷九ゆるゆるゆる即等佛供養の物語の條よむ。兵藤太太刀はゆるゆる者あり。中略中略年五十五十ばりなり。太刀太刀をゆるぬきとよみてゆる來て云々。宗五記よ。公方様御小

者者ゆるゆる脚半キヤハンハ十月五日内野の御經へ御成より。三月三日迄被用候。ゆる見えり。ゆるゆるの事なり。

脚半

脚半キヤハン又ゆるゆると云本字も脛巾也。和名抄よ脛巾。俗よ云波ハ岐キとあり。宗五記よ。此文右ふ。又云雨ふり道悪く候へぬ。走衆も御小者も脚半キヤハンををくく候。大名の内衆同前。又大口直垂ちかを着候時ハ誰も脚半キヤハン候惣おんて赤あかむむ見え候ハ尾籠成事おし候云々。

下帯 犢鼻褌たはひ 袴はかま

ぬんどりの事。ゆふしはたづなととも。又たふの帯ととも
いひしなり。又下帯といふ。又たふさだせ云タウサキと何
きをも一つ物あり。是絹一幅を以て。前陰にあり。物あり。義
貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を記されき。第一に
手綱とあるは是あり。又曾我物語第一をすふの條。云。景久聞
て。是まふがそそそ無うらんふとそ坐いむ。水バ。平太
是を聞。侯野も手一つ。水をも手一つ。おろしてむ。まけ
たる。か彼れてい體のそまふ。十人むりも一はあみふと
思ひ。着る物。然ぬきおれ。きづなり。きやうき。はくれバのせ
こえ。うつまをいれ。いさもつこのを。云。以上た。澤巽

阿將軍義輝公の同朋なり。が覺書に。將軍に御服の目錄を記したる
末に。御をさしおび一とあり。右をさ源平盛衰記卷十一經
布引の瀧小云。經俊ハ緋の下帯有り。備前作の二尺八寸の太刀。
隨分秘藏志をさす。奴脇小をさして云。右下帯和名抄。唐韻
云。松職容反。與鐘同。楊氏漢語抄云。裕子。小禪也。とあり。毛乃之
太乃。太不佐岐とハ。毛を擯鼻禪也。ささげうぬの下。かく
たふささといふ事あり。宇治拾遺卷十二第八條。小賀茂の祭
の日。まをさかたたふさだげうぬを。て。から。鮭サケ太力。と
きて。やま。女牛メウシふ乗る云。右たふささの事。今も安房の國に
人ハ。ふんがう。といふ。たふさだといふ。古の人ハたふ

さだをうきて、その工よき、ばうぬを着たるなり。たゞ
ばうぬハ禪也。犢鼻禪ト云。其形牛の鼻よ似き、ゆゑな
也。和名抄ノ。禪音昆和名須万之毛能。と見えきり。まゆノの
又ちいさき、りのと云ハ犢鼻禪の事也。此三字をタフサギと
訓ハ誤なり。和名抄
ハ違ル。又禪をまゆノばうぬのいふなり。源平盛衰記卷
三十五宇治川先陣條。ふハばうぬをかまをうきとあり。禪ハたけ短くし
て膝の邊、ゆゞりノ至る袴なり。以上禪の
事なり。又ふんノぐノぐノ湯
具ト云。事ハノた人ハ湯殿ノ入るに。下賤の者如くノ
下の帯をかゞむ。前陰ノたあり。湯あむる事なり。
必下帯ノたノきノ湯ノ入るノゆゑ湯具ト云。いふなり。又装

束下の小袖ノ上ノをノ帯ノをノ下帯ノをノいふあり。ふんノぐノ
ハ、ハヤノ詞ノなり。按ズるノふノりノだノと云ふ詞の轉トなり。
ちノしノしノ扶桑拾葉集の中ノ。藤原肅が作スるノかやぐさト
いふ文あり。それ文ノ。牛ははれノと云ふ馬のふノたノか
らんノハノげノふノむノ。うノきノ世ノもノありノたりノや云フ。ふノも
だノいノわノだノ。ふノもノの二音を反スるノ音ノはノ多クなり。ゆノづ
ハ馬の引ツたノたノ以テ。馬ノ足ノよはノと云ふ。馬をノと云フ。め置あり。人
のノちノ帯をノうノきたノ姿の馬ノふノほノと云ふ。しノくノたノかノ如く
あるノや。賤キ者ノの詞ノ。ふノもノだノと云ふノさノるノさノるノ。

女湯具

女の湯具をノばノと云ふ。いふ事本なり。后宮名目抄ノ御志
たも下裳トかク。是ハ御ゆノぐノ事ニ。ゆノづノりノをノおノめ
りノ。ゆノづノ申ノ侍ノハ無下ノの事ノなり。爲家トをノ侍ノるノ歌ノふ
も。對ノの宮ノたノいノふノ事ノで。御産湯ノむノをノおノはノりノまノし

侍る時小波よを系松の志つり小よ後何とをまれきて
ふるやとつりの聲とほろろやつる系松このあつるをえ
形り云くと見えたり

湯卷 今木 今支

女の常し腰小巻く湯具といふ物を湯卷といふ誤なり。
湯卷といふ字も今木今支と書也これそ
あ一物なりさてその湯卷は貴人御湯殿入りたりと
みんひ召をまゝり白き絹の衣なり侍中群要第五今
支の注し奉仕御湯殿之人所著衣也生白絹也云々榮花物
語初花の巻 寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院を産む

る事成記を條小御ゆどの酉の時とぞある中略女房とる

白き装束とて御湯殿いささるゆこれ同じ事な

乎とて恒例毎日次第篇に早旦供御湯主殿官人奉行

近代多五位也金殿運湯中凡禁中着湯卷上薦一人典侍一人也

是候御湯殿故也と記したるをゆゑ東鑑卷四十二長建

四年四月朔日將軍宗尊親王入御鎌倉兼被納御塗籠物等の目録小御小袖十具御大口一

唐織物御衣一領御明衣一今木一中畧云々と見えたり

づきと同衣の事なり然る成今女に腰に纏く湯具と混
して心得るハ大なる誤なり

女衣服

女の衣服。近世も。地白地赤地黒まどろく。色々の乱紋を
染めて。その間々五色の糸。傘糸形に交てぬひ物し
たるあり。是ハ室町殿の頃繪縫物といひきまのなるべし。昔
ハ今の如く色々の繪を染出た事ハきんて。繪を書き其間々
ふねむ物し。まろくは藤屋し。簾中舊記ハ
義政公の代。政所伊勢伊勢守平貞宗
記ハ正月御こまろくは参りやう。五箇日参り候。中ヒル晝ちびし時
の管領御参り候。御所様御對面のまろく。御こまろくはとど
れ候。御てまろく。伊勢それ外同名たちふく候。御まろくはやく
しや。おり物二つ。小袖。まろくは。ひひまろく。御かけ候て。きぬ
をぬ。候。おりてハ。糸やまろく。裏ハあかく候。おりてハ。雲を

ちらりして。ろくは。志やう。志をかき候て。志やうハ。御心く。ふて候。髪
はみどろく。まろく御まろく。ひ候て。つ。糸の御所まろく。ひ。おり候
云々。又云。大上臈ハ。志ぬむ物。ぬめし候て。むひのまろく。御
かけ候て。御まろく。ぬめし候云々。此外まろく。志ぬむ物見え
まろく

女袴

女の袴き係事。古ハ貴賤ふく。ら。び。着せり。ゆり。袴も礼服
なるハ。女こても。着ざる事ハ。あろく。ゆり。事。ゆり。今も
武家も。ハ。着ぬ。ら。ゆり。こ。れも。上。ゆり。お
きて。まろく。の。宇治拾遺卷九。越前國敦賀。貧。ゆり。て。獨

住々る女の観音にたゞを奉りて富る身と云や。物
語城記し多る條有り。ちやあがなごらきんとおりんごど。少ら
まぶさとのねし。たのづうらひる事りや。あまごそ。くれまの
のまぶし。は袴ぞ一つある。城はまをそらせんとおりんごど。
くれハ男のねさたるまぶし。のたこの備をきて。此女をよむと
きて。年頃をほる人あらんとぞ。ちやらぎをほる。思ひ
もかおぬをりし。もまほひき。ちやらぎはし。うりぬご。ちや
ほる事をかくし。つふごとの。此世ちやらぎ。ちやらぎ。何よ
つあてう。ちやらぎんと思へど。志だうりふ。こは城とぞ。ちやら
まを云。是ハ田舎の貧き女が。母のめし。つふひ。あ

ふ下女のむをめ。恩をうき。にちやらぎ。其ちやらぎ。ふ
紅の袴城ぬぎ。其むをえふ。あまご。たる由をい。ちやらぎ。
あれま。紅の袴。ちやらぎ。女を。も。ちやらぎ。事を知る
信し

四季艸五の巻 秋草中 終

四季艸五の巻中

